

漁港利用調整事業の計画について

(財) 漁港漁村建設技術研究所 調査研究部長 正会員 大 島 登
 (財) 漁港漁村建設技術研究所 調査研究部次長 正会員 宇賀神 義直
 (財) 漁港漁村建設技術研究所 調査研究部主任研究員 富 田 宏

1. はじめに

近年、国民所得の向上や余暇時間の拡大、内需拡大要請等に伴い、沿岸域における急激な海洋レクリエーション需要増大傾向が顕著である。一方、そのような海洋レクの舞台として脚光を浴びている我が国沿岸域は、古来より沿岸漁業地域として重要な位置を占め、既に水産上の高密度利用が行なわれている。勿論、海洋レク振興は、都市住民や一般地域住民の豊かな余暇時間の充実を通して国民生活に寄与すると同時に、地域経済波及を前提とした沿岸漁村地域の地域振興に資する効果を有する面を持つ一方で、異なる利用ニーズが同一の空間に同時に存在する故の、漁港利用や漁場利用等の面で各種の競合問題が生じていることも事実である。

このような状況の中、水産庁では昭和62年度より、漁船と遊漁船等レジャー船の漁港利用上のトラブルを解消するために、漁港内における双方の係留泊地の分離や遊漁船対応施設の整備等をメニューとした『漁港利用調整施設整備事業』がスタートした。新しい事業のため、未だ事業の実施例はないが、全国各地の漁港で漁業と海洋レクの共存のもと、地域振興をめざした計画が策定されている。

そこで、本稿では、我が国沿岸漁業の重要性の確認を前提に、海洋レクニーズと水産業利用という異なるニーズが集中しているため生じている問題を把握し、問題解決の1つの糸口として推進されつつある『漁港利用調整施設整備事業』の考え方及び計画事例を整理し、今後の沿岸域の健全な地域振興促進に資することを目的とする。

2. 我が国沿岸漁業（地域）の位置付けと海洋レクとの競合状況

2-1 我が国沿岸漁業（地域）の位置付け

近年、めざましい進展を見せる海洋レク振興開発の舞台は、とりもなおさず重要な我が国沿岸漁業の舞台である。今後の本稿の考察の前提として、以下に、我が国沿岸漁業及び沿岸漁業地域の役割と位置付けを確認する。

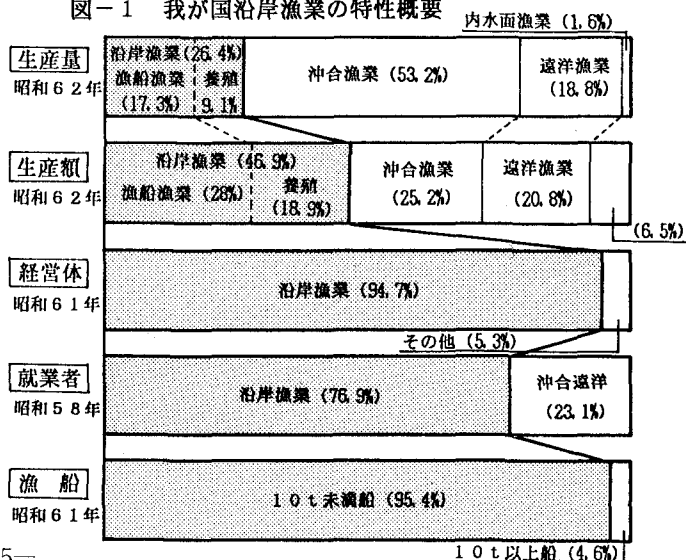
- ① 沿岸漁業生産量・金額は、総漁業生産量・額のそれぞれ26%、47%を占める。(昭和62年 漁業統計年報)
- ② 沿岸漁業経営体数(188,732)は、全経営体数(119,192)の95%を占める。(昭和61年 漁業統計年報)
- ③ 沿岸漁業就業者数(343,417人)は、全就業者数(446,536人)のほぼ8割を占める。(昭和58年 漁業センサス)
- ④ 沿岸漁業使用漁船隻数[10t未満](289,348隻)は、全漁港登録漁船隻数(303,102隻)の95%を占める。(昭和61年 漁港統計)
- ⑤ 沿岸漁業の基地及び定住圏として漁港及び漁村が、それぞれ2,946港(昭和63年 統計)6,948集落(昭和58年 漁業センサス)ずつ我が国沿岸部に立地している。

つまり、我が国沿岸漁業の特質として、企業型の沖合・遠洋漁業と異なり、『地域的小規模経営の集積』でありながら、総体としては『係わる人(漁業者及び漁家世帯)及び地域(沿岸漁業を核として成り立つ地域社会)の数の圧倒的多さ』から、我が国沿岸域に高密度に連続する漁港・漁村の立地を見、必然的に国土周縁部に過不足なく連なる定住環境を形成し、沿岸漁場(海域)の維持管理・保全に寄与している。また生産量に比べ金額が大きいこと等から、『高単価の中高級魚貝類を対象とした国民的食料供給機能』を有し、200カイリ体制定着に伴う新たな要請としての『今後の増養殖漁業振興の空間的・人的供給源』としての役割が確認できる。

表-1 漁港・漁村の立地状況

A 我が国海岸線の総延長	33,057km
B 漁 港 数	2,946港
C 乙種港湾数	500港
D 漁業集落数	6,948集落
E 漁 協 数	2,161漁協
漁港の立地状況 (B/A)	1 漁港 / 11.2 km
漁港、乙種港湾立地状況 (B+C/A)	1 港 / 9.6 km
漁業集落の立地状況 (D/A)	1 集落 / 4.8 km
漁協の立地状況 (E/A)	1 漁協 / 15.3 km

図-1 我が国沿岸漁業の特性概要



2-2 漁業と海洋レクの競合状況概要

現在、我が国で行なわれている海洋性レクをその活動タイプにより分類すると表-2の通りであるが、漁業者等の聞き取りによれば、特に沿岸漁業との競合問題が生じているのは、漁場利用及び漁港利用の面での競合が顕著な海洋性観光レク（スポーツ型）に集約される。

そしてこれらのスポーツ型海洋性観光レク活動は、以下の各指標（表-3、4及び図-2、3、4）に現われているように確実にその数を増しており、各方面での海洋レク開発計画においても、これらを対象とした施設整備が考えられている。

図-2 日本ボードセイリング連盟登録者数の推移
(資料-日本ボードセイリング協会調べ)

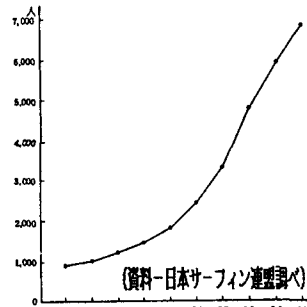
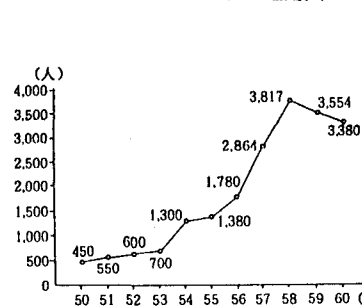


表-3 遊漁案内業者数及び遊漁に使用した船の隻数の推移

	遊漁案内業者数(人)				遊漁に使用した船の隻数(隻)		
	計	漁業者等	船宿	その他	遊漁案内	動力漁船	自家用その他
48年	29,234	27,041	2,193	...	32,395	...	...
53	37,345	32,714	2,214	2,417	41,771	36,688	...
58	33,857	29,708	2,175	1,974	36,429	32,085	74,549
増減率(%)	53/48	27.7	21.0	1.0	...	28.9	...
	58/53	△9.3	△9.2	△1.8	△18.3	△12.8	△12.5

資料-漁業センサス

以上、急増しつつある海洋レクが、沿岸空間の中で既存の漁業活動とどのような競合関係を形成しているかを示す。

典型的な沿岸域（陸域～海域を含めた空間概念）の空間構造の中での両者の利用状況を配置したのが図-5である。一般に競合の発生する空間（場）は、『陸域』『地先』『沖合』に大別されるが、その空間区分は同時に海洋レクの一般的行動空間序列を示すと共に漁業者の行動空間序列を表すものである。そして、このことが両者の競合を形成する根本的要因となっている。

①ゾーン1【陸域（集落・漁港・海岸）】

・生活、生産施設内での「不法駐車」「ゴミ投棄」「盗難」「生活環境の侵害」あるいは漁港内における「マイボート等の不法係船による漁港利用上の支障」等が揚げられる。最も漁業との競合が明らかな遊漁行為の結節点（交通結節点、案内人、遊漁船の確保等）あるいは海洋レクリエーション客の海への入口の位置にあり、一方では、秩序ある海洋レク振興への誘導の窓口になる可能性を有していると言えよう。

・宿泊、海浜活動関連については、適切な受け皿施設を整備し、活動空間の整理を図ることにより、ある程度、両者の競合は解決できると考えられるが、現在の所、十分な施設が未整備のため上記のような競合が見られる。

表-2 海洋性レクリエーション活動の種類

海洋性 観光 レク	ス	セーリング	ヨット
	ボ	ボートینگ	モーターボート、水上スキー、パラセール、ジェットスキー
	ー	ボーディング	サーフィン、ボードセーリング、サーフカヌー
	ツ	ダイビング	スキューバダイビング、シュノーケリング
	型	釣り	トロリング、沖釣り、磯釣り、筏釣り、船釣り
		スイミング	遠泳、トライアスロン
	レ	海水浴	海水浴、飛び込み、波乗り、砂遊び、磯遊び、ローボート、カヌー、ゴムボート、海浜キャンプ、臨海学校
	ジ		
	ヤ型	潮干狩	潮干狩
	観光 型	遊覧 旅行	海上（観光船、旅客船、乗合ヨット）海中（グラスボート、海中展望塔）、サイトシーング、ドライブ
関連観 光レク	海浜ゲーム	バレーボール、西風割り、frisbee、サイクリング	
	見物・見学	バードウォッチング、マリンランド見学、イベント見学	
	休　　息	散歩、日光浴	
	ホ　　ビ　　ー	ラジコン・ボート、模型づくり、絵画、小説	
		飲食・ショッピング	
関連活動	研究・教育、研修、会議		

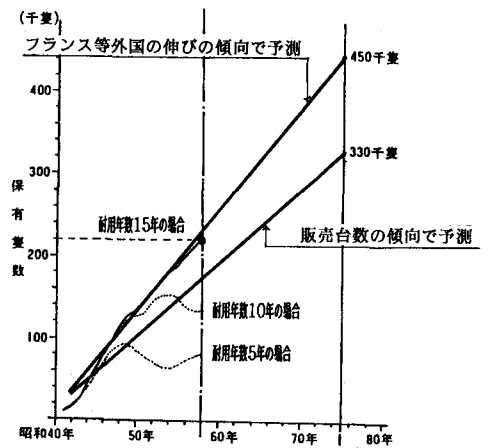
資料-「昭和61年3月 海洋レクリエーション振興方策調査報告書」(財)日本海事広報協会

表-4 遊漁者の推移

		昭和53年		昭和58年	
		実数(人)	(%)	実数(人)	(%)
遊漁者数	計	22,687,546	100	30,933,211	100
	釣り	17,612,817	78	24,817,121	80
	潜水	22,628	0.1	9,219	0.03
	潮干狩	2,938,075	13	3,303,145	11
	その他	2,114,026	9	2,803,726	9
遊漁者の内漁協・漁業者を利用した人		8,220,456	(36)	8,231,227	(27)

資料-漁業センサス

図-4 プレジャーボート保有隻数の推移と将来予測



資料-(社)日本船舶工業会

- ・次のゾーン3と同様、遊漁とセイリング・ボートリングに集約される。これら遊漁等が対象とする捕獲資源及び空間（場）を漁業者のそれと“共有”することにより競合が生じることとなる。
- ・具体的な競合事例としては、共同漁業権内や資源保護培養海域等における『アワビ・ウニ等の不法採取』『ゴミ、餌等の不法投棄』『養殖、定置網等破損』『まき餌による漁場汚染』『航跡波障害』『魚礁等優良漁場への集中等』が揚げられている。

・遊漁による競合が顕著である。つまり、漁業者等が関与した案内業船利用の場合は問題は少ないがマイボート使用遊漁の場合、魚礁や天然礁等優良漁場への集中が見られる。沖であるため

3. 漁業と海洋レクの共存型地域振興基本理念

新たな時代的要請である国民的海洋レクニーズの増大に対して、漁業サイドが拒否的対応のみに終始することは、事実上不可能な状況にある。また、海洋レクの振興が沿岸漁業にとって必ずしもマイナス効果のみを有するものではないということも事実であり、むしろ、沿岸漁業あるいは地域にとってのプラス面を助長する前提下、積極的に漁業者が海洋レク振興に係わる必要がある。つまり、漁場や漁港あるいは地域社会環境の利用調整を図りながら、健全な共存型海洋レク創出し、水産振興を始め、地域振興全般に波及させていく考え方が求められていると言えよう。

図-6 共存共栄型海洋レク振興基本理念の考え方



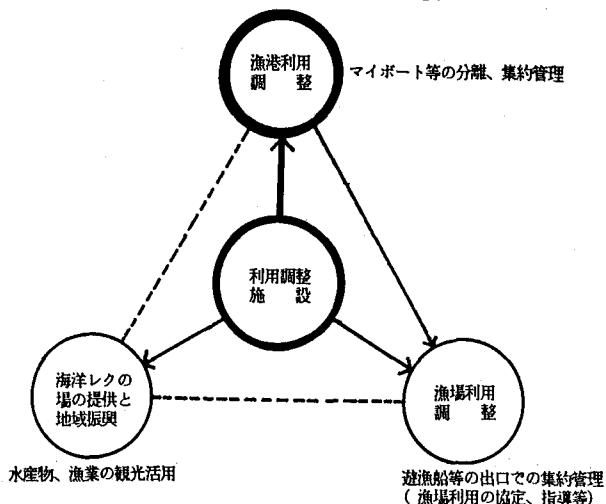
3-2 漁港利用調整施設整備の基本理念と事業概要

以上、沿岸漁業地域における共存型・地域振興型海洋レク振興策の基本方針を考察してきた訳であるが、基本的には『海域（漁場）利用』及び『漁港利用』上の競合を、漁協や漁業者の積極的的海洋レク振興への運営・管理面での参加を前提に、調整・解消しながら健全な方向に誘導していくことの重要性が確認された。

漁港利用競合については、目に見え、確認できる競合問題として、具体的に漁港利用上の支障が全国の漁港管理者より訴えられており、水産庁ではこのような状況に対処するため、昭和62年より漁港事業の一環として『漁港利用調整施設整備事業』に着手した。

利用調整施設整備の主目的は、勿論漁船と遊漁船の競合を防止・調整し、漁港における漁業諸活動の円滑化を図ることにあるが、単に“漁港利用調整”のみならず、遊漁船の集約化や観光関連施設の付加的整備、漁協・漁業者の管理運営への参加等により、副次的役割（効果）を果たすことになる。つまり、遊漁船を漁協等の管理下にある漁港（つまり遊漁への出口）で集約することで、漁場利用調整の可能性が増大する。また、健全な海洋レク振興施設を付加的に整備し、漁協等が積極的に関与することにより、地域経済波及が期待できる。

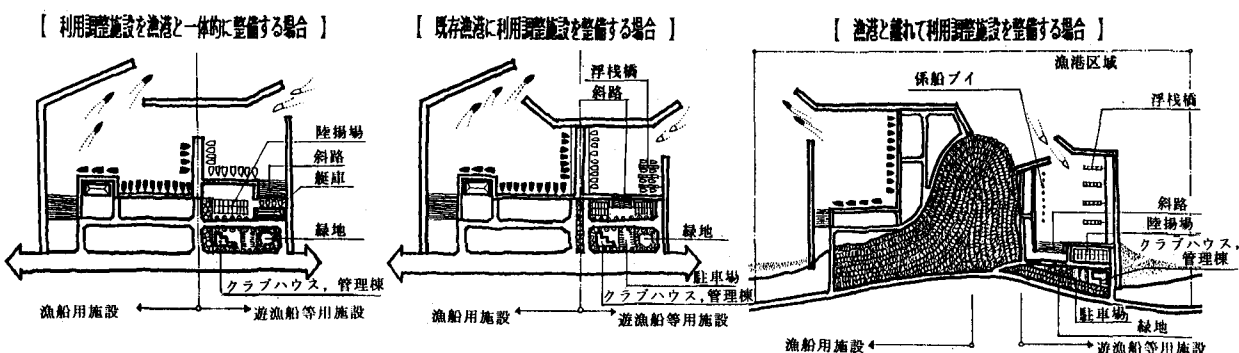
図-7 漁港利用調整施設の機能模式



漁港利用調整施設整備事業概要

事業対象 漁 港	漁港法第5条に規定により指定された漁港で以下の要件に該当するもの ①港内に遊漁船等が多いため、漁業生産活動に支障が生じている漁港 ②周辺漁港の遊漁船等を集中させることにより、周辺漁港の利用調整が可能となる漁港 ③総合保養地域整備法に定める承認基本計画に基づき、遊漁船等利用施設を整備する漁港 ④遊漁船が概ね40隻以上存在する漁港又は事業実施後40隻以上の遊漁船利用が見込まれる漁港 ⑤本事業実施により、当該漁港及び周辺漁港の漁業生産活動が円滑化できると見込まれる漁港
事業内容	遊漁船等を分離収容するため、以下の施設の整備を行なう ①国庫補助対象……・外郭施設（防波堤、導流堤、防砂堤、護岸等） ・水域施設（航路、泊地等） ②国庫補助対象外……利用調整施設（係留施設、臨港交通施設、上架施設、ボート等陸上保管、サービス施設、安全施設、その他付帯施設等） ・利便施設（ショッピング、飲食、レクリエーション対応施設） ・用 地（上記施設のための敷地）
資金計画	①補助対象対象外の建設費を含め資金の内訳が明確なこと（一般会計予算、起債、融資、出資金等） ②資金償還を必要とする資金にて補助対象外施設整備を行なう場合、施設の使用料、賃貸料、土地売却料等償還計画を明確にすること（なお、土地売却は、事業の目的に鑑み海洋性レク、環境整備及び水産振興の用に供する目的のものに限る）
管理・運営	①施設の総括的管理は、漁港管理者とする。 ②国庫補助を受けた施設……漁港管理者が漁港施設として管理 その他の施設……………水産庁長官が定める管理者（漁港管理者、当該地方公共団体、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会、第3セクター、民間事業者）が漁港管理者と協議し管理運営する

漁港利用調整施設整備イメージ



資料－漁港利用調整事業実施要綱（昭和62年8/31）、漁港利用調整事業の運用について（昭和62年8/31）

4. 漁港利用調整施設整備計画事例紹介

岩手県陸前高田市の脇の沢漁港（第1種）における、漁港利用調整施設整備計画の概要を以下に示す。

（1）地区総合整備の基本方針及び構想

調査対象地区は、ワカメ等養殖業を核として多様な沿岸漁業が営まれているが、漁船漁業漁獲量の減少・養殖生産の横バイ傾向が顕著である。また養殖施設の過密化により、漁場が飽和状態になっている。このような状況の中、近年増加している遠洋・沖合乗組員Uターン者の就業機会の不足を招き、未だに出稼ぎ者が継続している。

当地区の観光レクは、夏場集中海水浴等日帰り型観光が主体で、宿泊施設等関連施設も未整備で、地域経済波及をもたらすには至っていない。また、漁港には、遊漁船等の無秩序な係留・放置が見られ、漁港利用上のトラブルが徐々に顕在化している。その他人口の高齢化、近年の付加価値型流通に対応しきれない水産物流通の硬直化、漁村生活環境の未整備等改善すべき多くの課題を有している。このような問題点と課題を踏まえ、水産を核とした地区の総合整備構想を以下のように提案した。

（水産業を核とした地域振興基本方針）

- 沖合養殖場整備等による漁場拡大と増養殖漁業システム整備による漁業就業機会の拡大
- 漁港利用調整施設整備を中核とした水産業・海洋レク調和型振興による就業・兼業機会（場）の創出
- 漁獲物の活魚化、観光活用、高次加工等高付加価値化推進
- 広域高速交通体系整備と集落生活環境改善整備の推進

以上、地域経済の活性化による就業機会（場）の創出を中心とした地区総合整備基本構想において、漁港利用調整施設は、漁場整備・流通活性化・道路交通整備・生活環境整備構想と密接な相補関係を保つことで、急激な増加を見る海洋観光レクニーズと基幹産業である漁業との調整を図りつつ漁業振興プラス要因を助長する効果を発揮し、地域における総合的活性化に重要な位置と役割を有するものとして位置付ける。

（2）脇の沢漁港利用調整施設整備計画の策定

① 主要整備施設と配置方針

- ・ 既存脇の沢漁港分港の海水浴場の可能性を持つ砂浜が立地する西側部分に、漁港に接して整備する。
- ・ 利用調整部分の港口は、既存漁港と分離し、漁船と遊漁船の操船上の交錯を無くすよう考慮する。
- ・ 漁業兼業が多い案内業船は水域係留とし、マブート遊漁船（潮の満ち干による）は陸置きとして泊地内輻輳防止を図る
- ・ 活魚センター、加工施設等漁港機能関連施設は東側（漁港近接部分）に、マリナーの施設（フック・船着き場、船場、船場、遊漁センター、駐車場）は利用調整施設係留施設に接する背後地に配置し、管理機能の充実を図る。また、利用調整施設背後用地には、水産物流通活性化のための観光施設（水産物直売、シーフードストリート）及び漁協及び漁協協議会事務所を整備し、漁場利用調整指導・管理を始め、水産業啓蒙活動等の面での活動拠点とするとともに、漁港環境整備事業により多目的緑地広場を整備し、イベント等観光活用を図るとともに地元漁業者等住民のコミュニティ活動の拠点として活用する。

② 主要施設の規模算定

遊漁案内業船 隻数将来予測	① S53 S56 S59 S62 S75 ※遊漁者の伸び率（トッドよりS75はS59の1.7倍に増加）×S59の案内業船隻数 242 66 48 44 → 75（隻） S53（7,208）→S56（8,208）→S59（9,616）→400人/年増加 → S75（16千人） ② 遊漁者アンケートによる将来的利用調整施設利用隻数 → 34（隻） （※S59 1.7倍） 以上より、昭和75年における遊漁案内業船の予測隻数はMAXで75隻、MINで34隻と予想されることから、本計画では、ほぼ中間値の 60隻 を計画諸元とする。
プレジャー船 隻数将来予測	S63年現在 12隻 → S75年 予測 隻数 ① トッドバス：18隻（1.5倍） ② フランス遊：29隻（2.4倍） ③ ヨット等観光：15隻（1.25倍）又は19隻（1.61倍） 以上より、プレジャーボートの予測隻数はMAXで29隻、MINで15隻であり、ほぼ中間値 20隻 を本計画の計画諸元とする。
駐車場台数の 将来予測	近接観光地（海水浴場）における過去9年間の客数の推移は、最大でS59、60年でほぼ790,000人であるが一定の増減傾向は見られない。今後の利用調整施設等観光関連施設整備が進められることによる影響を考慮し、過去最大の観光客数をS75年予測観光客数とした。 S75年予測観光客数 → 790,000人 × 0.54 = 426,600人 ÷ 31日 × 2（ピーク率） = 27,500人/日 ※ 陸前高田最大観光客来訪月は8月で、総年間客数の約54%が集中 ※ ① 27,500人/日 × 0.6（自家用率利用率：全国観光客動向調査より） ÷ 4人/台 S75年における駐車場利用台数は上記 ② 27,500人/日 × 0.18（大型貸切バス利用率：同上より） ÷ 50人/台 のように予測したが、既存の駐車場が既に立地しており、本計画周辺必要駐車台数は、右の数値と考えられる。 駐車必要台数（普通車）：4,125（予測値）-670（現有駐車能力）=3,455台 駐車必要台数（大型車）：100（予測値）-37（現有駐車能力）=63台

①常時係留棧橋:常時係留バース=水面保管隻数=遊漁案内業船60隻分

②水域面積 :案内業船常時係留バース数60隻×40㎡(30㌦×10㌦平均値)＋一時係留バース数8隻×40㎡=2,720㎡

④陸置面積 : 20隻 (中型) $\times 55\text{m}^2$ (日本マリーナ協会調べ) + 20隻 (小型) $\times 25\text{m}^2$ (日本マリーナ協会調べ) = 1,600 m^2

⑥駐車場面積：常時保管100隻×0.4(ポト目集中度)×1.5台(1隻あたり使用率割合)×30㎡/台＝1,840㎡

④⑤による主要施設規模算定を基に策定した計画案を以下に示す。

凡 例

一般漁港事業
漁港環境整備事業
漁港利用調整施設部分
（補助対象部分）

① 事業費収支決算の考え方

概 算 總 事 業 費	補助対象分			市単独分	市単独負担額 (0+0) ③ 538,000千円	④自主財源 : 0+0030% (161,400千円) ⑤起債借入金: 0+0070% (376,600千円)
	国 (50%)	県 (25%)	市 (25%)			
1,058,000	346,750	173,500	①173,500	②364,500		

$$\textcircled{6}\text{年間償還額} = X = [\textcircled{5}\text{起借借入金計} 376,600 - \textcircled{7}\text{一時金(保証金、土地売却益、土地・建物等賃貸保証金)}] \times 0.080242 \text{ (年利} 5\% \text{20年定額法)}$$

$$X - \text{事業収益} = X - (\text{事業収入} - \text{事業支出}) \geq 0$$

③ 漁場利用競合防止のため、船の管理と合わせ、『指導、啓蒙活動、契約』を漁協等の管理の基に行なう。

—220—